

企業・団体の医療保障制度(以下「移行前制度(商品)」)に加入している方が、退職時または退職後に移行(加入)することができる退職者専用の個人保険です

退職後終身医療保険

〈5年ごと配当付特別終身医療保険(解約返戻金抑制型)〉

特徴1 入院・手術・放射線治療の保障を、
一生涯にわたって備えることができます

特徴2 退職時の健康状態にかかわらず、
移行(加入)することができます

特徴3 パソコンやスマートフォンから
簡単にお手続きができます

もしものときの保障だけでなく

みんなの健活サービス

個人保険にご契約のお客さま専用の
サービスをご利用いただけます

明治安田

特徴¹

入院・手術・放射線治療の保障を、 一生涯にわたって備えることができます

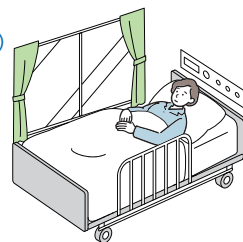
〈入院給付金日額10,000円の場合〉

病気やケガのとき
入院

1日以上
入院をしたとき

〔 入院給付金 〕

日額10,000円^(注1)
×入院日数



病気やケガのとき
手術

入院・外来にかかわらず
手術を受けたとき 1回につき
50,000円^(注1)

〔 入院時手術給付金・
外来時手術給付金 〕

入院給付金日額×5

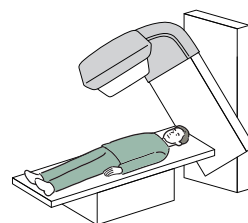


がんなどになったとき
放射線治療

入院・外来にかかわらず
放射線治療を
受けたとき 1回につき
50,000円^(注1)

〔 入院時放射線治療給付金・
外来時放射線治療給付金 〕

入院給付金日額×5

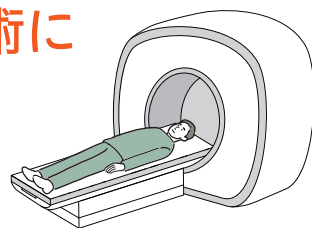


^(注2)
先進医療

先進医療を
受けたとき

〔 先進医療給付金 〕

先進医療の技術に
係る費用と
同額



(注1) 給付金額は、ご加入内容により異なります。

(注2) 先進医療保障特約は、移行前制度(商品)において、「無配当団体医療保険」の「先進医療給付特約」が付加されている場合のみ、付加が可能です。

※詳細は、「ご契約の前に必ずご確認いただきたいことがあります」(P.08～14)をご確認ください。

ご契約例

〈入院給付金日額10,000円の場合〉

		給付金額	お支払いする場合 (支払事由)	お支払いの限度等 ^(注6)
主契約 ^(注1)	入院	日額 10,000円 ^(注2・3) ×入院日数	1日以上入院をしたとき 〈入院給付金〉	1入院: 180日 通算: 1,095日 (がんは無制限)
	手術	一時金 50,000円 (入院給付金日額×5)	手術 ^(注4) を受けたとき 〈入院時手術給付金・ 外来時手術給付金 ^(注5) 〉	支払回数無制限 (それぞれの給付金につき 60日の間に1回 を限度)
	放射線治療	一時金 50,000円 (入院給付金日額×5)	放射線治療 ^(注4) を受けたとき 〈入院時放射線治療給付金・ 外来時放射線治療給付金〉	支払回数無制限 (それぞれの給付金につき 60日の間に1回 を限度)
	万一 (死亡)	一時金 100,000円 (入院給付金日額×10)	保険料払込期間満了 (95歳)後に死亡したとき 〈死亡給付金〉	保険料払込期間中は 死亡給付金が ありません
特約 ^(注7)	先進医療	先進医療の技術に係る費用と 同額	先進医療による療養を受けたとき 〈先進医療給付金〉	通算: 2,000万円

(注1) 主契約の給付金額は、ご加入内容により異なります。

(注2) 入院給付金日額は、2,000円～20,000円の範囲内で1,000円単位で移行(加入)が可能です。ただし、移行前制度(商品)で加入している入院給付金日額以下であることが必要です。

(注3) 当社の他の保険契約と通算し、所定の上限額を超えた場合、お申し込みいただいた給付金額の減額が必要となる場合があります。

(注4) 手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に、「手術料」または「放射線治療料」の算定対象として列挙されている手術または放射線治療がお支払いの対象となります。

(注5) 外来時手術給付金は、公的医療保険制度の保険給付の対象となる「手術」を入院を伴わずに受け、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数の合計が**2,000点以上**の場合にお支払いします(公的医療保険制度の保険給付の対象とならない「手術」については、P.10をご確認ください)。

(注6) お支払いの限度等は、移行前制度(商品)のお支払いの限度等と異なります。移行前制度(商品)の詳細は、移行前制度(商品)のパンフレット等に記載された明治安田生命の担当部署にお問い合わせください。

(注7) 先進医療保障特約は、移行前制度(商品)において、「無配当団体医療保険」の「先進医療給付特約」が付加されている場合のみ、付加が可能です。

保険料例

〈月掛保険料(口座振替料率)／保険料率:2024年5月1日現在^(注1)〉

【主契約】保険期間:終身／保険料払込期間:95歳

【特約】保険期間:10年(90歳まで自動更新)／保険料払込期間:10年

●主契約の保険料は、払込期間中一定です。先進医療保障特約は、10年ごとに90歳まで更新できます(通常、更新後の保険料は更新前より高くなります)。

	ご契約 年齢 (満年齢)	主契約【基準給付金日額】 ^(注2)							ご契約 年齢 (満年齢)	先進医療 保障特約 ^(注3)
		2,000円	3,000円	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円			
男性	50歳	1,590円	2,385円	3,975円	7,950円	11,925円	15,900円	男性	50歳	59円
	55歳	1,832円	2,748円	4,580円	9,160円	13,740円	18,320円		55歳	83円
	60歳	2,130円	3,195円	5,325円	10,650円	15,975円	21,300円		60歳	107円
	61歳	2,194円	3,291円	5,485円	10,970円	16,455円	21,940円		61歳	110円
	62歳	2,264円	3,396円	5,660円	11,320円	16,980円	22,640円		62歳	113円
	63歳	2,338円	3,507円	5,845円	11,690円	17,535円	23,380円		63歳	116円
	64歳	2,414円	3,621円	6,035円	12,070円	18,105円	24,140円		64歳	118円
	65歳	2,492円	3,738円	6,230円	12,460円	18,690円	24,920円		65歳	120円
	66歳	2,576円	3,864円	6,440円	12,880円	19,320円	25,760円		66歳	122円
	67歳	2,668円	4,002円	6,670円	13,340円	20,010円	26,680円		67歳	123円
女性	50歳	1,474円	2,211円	3,685円	7,370円	11,055円	14,740円	女性	50歳	37円
	55歳	1,682円	2,523円	4,205円	8,410円	12,615円	16,820円		55歳	42円
	60歳	1,948円	2,922円	4,870円	9,740円	14,610円	19,480円		60歳	49円
	61歳	2,008円	3,012円	5,020円	10,040円	15,060円	20,080円		61歳	50円
	62歳	2,072円	3,108円	5,180円	10,360円	15,540円	20,720円		62歳	52円
	63歳	2,142円	3,213円	5,355円	10,710円	16,065円	21,420円		63歳	53円
	64歳	2,210円	3,315円	5,525円	11,050円	16,575円	22,100円		64歳	55円
	65歳	2,286円	3,429円	5,715円	11,430円	17,145円	22,860円		65歳	56円
	66歳	2,366円	3,549円	5,915円	11,830円	17,745円	23,660円		66歳	57円
	67歳	2,450円	3,675円	6,125円	12,250円	18,375円	24,500円		67歳	59円
	68歳	2,542円	3,813円	6,355円	12,710円	19,065円	25,420円		68歳	60円
	69歳	2,636円	3,954円	6,590円	13,180円	19,770円	26,360円		69歳	62円

+

(注1) 退職後終身医療保険の保険料は、個人保険のため、団体保険の移行前制度(商品)と体系が異なり、団体契約による割引はありません。

(注2) 入院給付金日額は、2,000円～20,000円の範囲内で1,000円単位で移行(加入)が可能です。ただし、移行前制度(商品)で加入している入院給付金日額以下であることが必要です。

(注3) 先進医療保障特約は、移行前制度(商品)において、「無配当団体医療保険」の「先進医療給付特約」が付加されている場合のみ、付加が可能です。

退職時の健康状態にかかわらず、移行(加入)することができます

- 退職後終身医療保険への移行(加入)時は、健康状態や職業などの告知は不要です。
なお、以下の要件をみたす場合、移行(加入)することができます。

移行(加入)日の 契約年齢	●移行(加入)日時点の満年齢が50歳以上69歳以下であること
移行前制度(商品)の 加入年数	●移行(加入)日直前に移行前制度(商品)に2年以上継続して加入していること 〈移行前制度(商品)が複数の場合〉 ・それぞれの移行前制度(商品)で上記の要件をみたした移行前制度(商品)のみが移行(加入)の対象となります。 〈移行前制度(商品)が「無配当団体医療保険」の場合〉 ・それぞれの特約(疾病入院給付特約・災害入院給付特約、治療支援給付特約)で上記の要件をみたした特約のみが移行(加入)の対象となります。
移行前制度(商品)の 保険料払込	●移行前制度(商品)の保険料が払い込まれていること
退職後終身医療保険の 入院給付金日額	●退職後終身医療保険の入院給付金日額は、移行前制度(商品)で加入している入院給付金日額以下であること 〈移行前制度(商品)が複数の場合〉 ・それぞれの移行前制度(商品)で加入している入院給付金日額を合算し1,000円未満を切り捨てた金額が、退職後終身医療保険の入院給付金日額の限度となります。 〈移行前制度(商品)が「無配当団体医療保険」の場合〉 ・加入している疾病入院給付特約・災害入院給付特約の入院給付金日額、および治療支援給付特約の所定の給付金額(注)を合算した金額が、退職後終身医療保険の入院給付金日額の限度となります。 (注) 支援給付金額×1/10(1,000円未満を切り捨て)

※「移行(加入)日」は、退職後終身医療保険の契約日とします。

※退職後終身医療保険は、保険料払込免除のお取り扱いをしておりません。移行前制度(商品)のうち「無配当医療保険」で保険料払込免除の適用を受けている方が、退職後終身医療保険に移行(加入)される場合は、保険料をお払い込みいただく必要があります。

※退職後終身医療保険の保険料は、個人保険のため、団体保険の移行前制度(商品)と体系が異なり、団体契約による割引はありません。

※退職後終身医療保険の入院給付金日額は、当社の他の保険契約と通算した所定の上限額を超えることができないため、お申し込みいただいた給付金額の減額が必要となる場合があります。

パソコンやスマートフォンから 簡単にお手続きができます

プランの検討から申込手続きまで
すべての手続きをパソコンやスマートフォンなどで対応いただくことができます。

従業員・所属員等用Web | みんなのMYポータル

1 プラン 検討・入力

みんなのMYポータルで保障内容等を確認し、プラン等をご入力いただきます。



お手続きいただく内容

- ①退職予定日の入力
 - ②移行予定日の入力
 - ③現在加入内容の確認
 - ④プランの入力
 - ⑤属性情報の入力
 - ⑥MYほけんページの登録
- 等

●明治安田生命からMYほけんページのお手続きをご案内するメールを送信します。

個人保険専用Web | MYほけんページ(お客さま専用サイト)

2 プラン 最終確認

お申し込みいただいたプランの給付金額や保険料などをご確認いただきます。

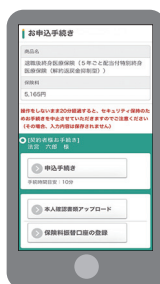


ご確認いただく書類

- ①保険設計書(契約概要)
 - ②ご契約申込内容控え
 - ③特に重要なお知らせ(注意喚起情報)
 - ④ご契約のしおり
- 等

3 最終意向確認 お申込手続き

最終の意向を確認のうえ、加入申込に関する情報をご入力いただきます。



お手続きいただく内容

- ①受取人等の登録
 - ②意向の比較・確認
 - ③留意事項等の確認
 - ④本人確認書類の登録
 - ⑤保険料振替口座、またはクレジットカード情報の登録
- 等

※画像はイメージであり、内容が変更となる場合があります。

明治安田生命の担当者とお客さま専用サイトによる 充実のアフターフォローで安心をお届けします

お手続きサポート

給付金のご請求など各種のお手続きを完了までサポートします。

- 給付金のご請求
- ご住所の変更
- お受取人さまの変更

など

定期点検

「気付かなかった」ということがないよう、毎年、ご契約内容をご説明し、給付金等のご請求有無を確認します。

- ご契約内容の説明・確認
- 公的制度等の情報提供
- 給付金等のご請求有無の確認
- MY安心ファミリー登録制度(第二連絡先)の登録のご案内
- 各種お手続き

など

健活サポート

お客さまにあわせたさまざまなメニューを提供し、健康増進に向けた取組みをサポートします。

健康増進につながるイベント

- 健活イベント・セミナーのご案内

みんなの健活サービス

- 詳細はP. 07をご確認ください

お客さま専用サイト

お客さまのご都合やご意向にあわせて、Webでもご契約内容の確認や一部のお手続きができます。



みんなの健活サービス

もしものときの
保障だけでなく
幅広いサービスを
ご利用いただけます



早期発見

色々な医療機関の検診を比較したい！

検診予約サービス

全国の医療機関からさまざまな検診を比較検討・予約し、優待特典付きでご利用いただけます。

- 価格、検査コース等の条件を設定しweb上で簡単に検索・予約が可能

提供：マース(株)

自宅で気軽に健康状態をチェックしたい！

郵送検診優待利用サービス

ご自宅でがんや生活習慣病のリスクを調べることができる検査キット(おうちでドック)を、優待価格にてご利用いただけます。

- 人間ドック並の検査項目の検査が可能
- 短時間で簡単に実施
- 病院と同等の検査水準

提供：(株)ハルメク



電話相談

24時間健康相談サービス

提供：ティーベック(株)

ご自身やご家族の健康に関する電話相談を24時間いつでも無料で受けいたします。

介護相談サービス

提供：明治安田システム・テクノロジー(株)
介護の広場本部、ティーベック(株)

介護に関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士等がお応えする無料電話相談サービスです。

障がい相談サービス

提供：明治安田システム・テクノロジー(株)
介護の広場本部

障がいに関するさまざまな相談にケアマネジャーや社会福祉士がお応えする無料電話相談サービスです。

その他のサービス

- 食事管理「健康献立 by味の素(株)」
- 家族信託組成サポートサービス
- MMY介護の広場
- クロネコ見守りサービス
- 24時間妊娠育児相談サービス
- オンライン診療サービス
- 症状検索エンジン「ユビー」

サービスの一覧はこちらから
明治安田生命公式HPへ



※「みんなの健活サービス」は、各業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については明治安田生命保険相互会社、明治安田システム・テクノロジー(株)が保証するものではありません。

※サービスのご利用は、お客さまの判断のもとに行なっていただきますので、万一、サービス提供を受けた結果、損害が発生しても明治安田生命保険相互会社、明治安田システム・テクノロジー(株)は責任を負いかねます。

※記載の内容は2024年3月現在のものであり、サービスの内容は予告なく中止、変更される場合がありますので、詳細は当社の担当者にお問い合わせください。

ご契約の前に必ずご確認ください ことがあります

本書面に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。保険商品をご検討いただく際には、「保険設計書(契約概要)」を必ずご確認ください。なお、ご契約の際には「保険設計書(契約概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

この保険のしくみについて

給付金		お支払いする場合 (支払事由)	お支払額	お支払いの限度(注1)
主 契 約	入院給付金	1日以上入院をしたとき	入院給付金日額 ×入院日数	1入院: 180日 通 算: 1,095日 (がんは無制限)
	入院時手術給付金	入院中に手術を受けたとき	入院給付金日額 × 5	それぞれの給付金につ き、施術の部位・内容・ 種類等を問わず、施術 の開始日から60日の 間に1回 (給付金支払回数は無制限)
	外来時手術給付金	公的医療保険制度の保険給付の対象となる手術を入院を伴わずに受け、かつ、手術を受けた日の療養に係る診療報酬点数(注2)合計が2,000点以上のとき		
	入院時放射線治療給付金	入院中に放射線治療を受けたとき		
	外来時放射線治療給付金	入院を伴わない放射線治療を受けたとき		
	死亡給付金	保険料払込期間満了後に死亡したとき	入院給付金日額 × 10	—
特 約 (注3)	先進医療給付金	先進医療による療養を受けたとき	先進医療の技術に係る費用と同額	通算: 2,000万円

(注1) お支払いの限度は、移行前制度(商品)のお支払いの限度等と異なります。移行前制度(商品)の詳細は、移行前制度(商品)のパフレット等に記載された明治安田生命の担当部署にお問い合わせください。

(注2) 「手術を受けた日の療養にかかる診療報酬点数」には、病院または診療所に通院した際に発行された処方せんに基づき、薬局にて薬を処方された場合の調剤報酬点数も含まれます。

(注3) 先進医療保障特約は、移行前制度(商品)において、「無配当団体医療保険」の「先進医療給付特約」が付加されている場合のみ、付加が可能です。



主契約 ご留意いただきたい事項

死亡給付金および解約時の返戻金

	死亡給付金	解約時の返戻金
保険料払込期間中	死亡給付金がありません	返戻金がありません
保険料払込期間満了後	- 死亡給付金があります - 入院給付金日額×10とします	- 返戻金があります - 返戻金は、死亡給付金額を限度とします

入院給付金

- お支払いの対象となる「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
- 同じ原因(医学上重要な関係があると認められる場合を含みます)により2回以上の入院をした場合、1回の入院とみなして1回の入院の限度(支払日数180日)を適用します。

入院時手術給付金

外来時手術給付金

入院時放射線治療給付金

外来時放射線治療給付金

- お支払いの対象となる「手術」または「放射線治療」とは、治療を直接の目的とした手術または放射線治療のことをいいます。
- 手術または放射線治療を受けた時点の診療報酬点数表に「手術料」または「放射線治療料」の算定対象として列挙されている手術または放射線治療がお支払いの対象となります。
- 給付金のご請求の際、病院または診療所が発行した治療の内容の診療報酬点数が記載された領収証が必要となります。

ご注意ください事例

一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合

- 「診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合に手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている手術または放射線治療」は、第1回目の手術または放射線治療のみを受けたものとして取り扱います。

入院時手術給付金

入院時放射線治療給付金

(例)入院中、一連の治療過程に3回の超音波骨折治療法(手術)を受けた場合



- 第1回目の手術に対しては、入院時手術給付金をお支払いします。
- 第2回目以降の手術に対しては、入院時手術給付金はお支払いできません。

外来時手術給付金

外来時放射線治療給付金

(例)入院を伴わない一連の治療過程に3回の下肢静脈瘤手術(硬化療法)を受けた場合



- 第1回目の手術に対しては、外来時手術給付金をお支払いします。
- 第2回目以降の手術に対しては、外来時手術給付金はお支払いできません。

※「診療報酬点数表において、一連の治療過程に複数回の手術または放射線治療を受けた場合に手術料または放射線治療料が1回のみ算定されるものとして定められている手術または放射線治療」の対象となる治療は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

外来時手術給付金

- 下記のケースなど、公的医療保険制度における診療報酬点数が算定されないときは、その手術が、手術を受けた日時点の診療報酬点数表において手術料が1,000点以上である手術のときには、外来時手術給付金をお支払いします。

(例)・海外で入院を伴わない手術を受けた場合

- ・自由診療による入院を伴わない手術を受けた場合
- ・労災(労働者災害補償保険)・自賠責(自動車損害賠償責任保険)・公的介護保険が適用される、入院を伴わない手術を受けた場合
- ・公的医療保険の保険給付が差し止められている状態で、入院を伴わない手術を受けた場合 など



給付金をお支払いできない場合など

各種給付金について

- 下記のケースなど治療を直接の原因としない入院・手術・放射線治療の場合

例	・美容上の処置のための入院、手術、放射線治療 ・治療を伴わない人間ドック検査のための入院、手術、放射線治療 ・自宅での治療または通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合 ・外泊や外出を繰り返し、治療に専念しない入院の場合
---	--

外来時手術給付金について

- 治療を直接の目的とした手術でも、歯、歯肉、歯槽骨の治療に伴う手術の場合
(ただし、悪性新生物(がん)・上皮内新生物(非浸潤性の悪性新生物および皮膚がんを含む)を直接の原因とした手術はお支払いの対象となります)

例	・虫歯の治療のための抜歯術
---	---



先進医療保障特約

ご注意ください事項

死亡給付金および解約時の返戻金

死亡給付金	解約時の返戻金
• 死亡給付金がありません	• 返戻金がありません

先進医療給付金

- お支払いの対象となる「先進医療」は、**治療を受けた時点**で、下記の①～③のすべてに該当している場合に限ります。

- ① 厚生労働大臣が認める「医療技術」
- ② その医療技術ごとの「適応症」
- ③ 所定の基準を満たす「医療機関」での治療

※①～③は**随時見直しされますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。**

※お支払いの対象となる「先進医療」について、医療技術名が同じでも、治療方法や症例等によっては、「先進医療」に該当しない場合があります。該当するか否かは、治療を受ける前に実施する医療機関にご確認ください。

- 「先進医療の技術に係る費用」とは、被保険者が受けた先進医療の技術に対する被保険者の負担額として、その先進医療を受けた病院または診療所によって定められた額をいいます。**なお、次の費用などは含みません。**
 - 公的医療保険制度に基づき保険給付の対象となる費用(自己負担部分を含む)
 - 先進医療以外の評価療養のための費用
 - 選定療養のための費用
 - 食事療養のための費用
 - 生活療養のための費用
- 「重粒子線治療」または「陽子線治療」を当社所定の医療機関で受ける場合、先進医療給付金を当社が医療機関に直接お支払いするサービスがあります。このサービスのご利用には、所定の条件がありますので、詳しくは、担当者などにお問い合わせください。記載の内容は2024年1月現在の取扱いであり、今後取扱いを変更・終了することがあります。

代理請求特約(被保険者請求サポート制度)

- 被保険者がお受取りになる給付金について、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合に、代理請求人が被保険者に代わって給付金をご請求できる特約(制度)です。

保険料払込免除について

- 退職後終身医療保険は、保険料払込免除のお取扱いをしておりません。
- 移行前制度(商品)に無配当医療保険があり、保険料のお払い込みが免除されている場合でも、退職後終身医療保険の移行(加入)にあたって、保険料をお払い込みいただく必要があります。

配当金について

- 毎年の決算実績を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします(自動積立)。
- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- この商品は、「MYミューチュアル配当」の対象商品であり、そのお支払金額は、「ミューチュアル・ポイント」の累計に、「ポイント単価」を乗じて算定します。
- 「ミューチュアル・ポイント」は、お払い込みいただいた保険料や保障額等により異なり、ご契約内容によっては加算ポイントが0になる可能性があります。また、商品・会社の収益性が著しく低下した場合、該当年度の加算ポイントが0になる可能性もあります。
- 「ポイント単価」は、健全性水準が著しく悪化した場合、0円になる可能性があります。その場合、お支払金額も0円になります。
- 配当金を当社所定の利率(注)で積み立てたものが積立配当金です。
(注)この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については、当社ホームページでご確認ください。

- 配当金は変動(増減)し、決算実績によってはお支払いできない場合もあります。
- 先進医療保障特約には、配当金はありません。

その他

- 契約日における被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は切り捨てます。また、保険契約締結後の被保険者の年齢は、年単位の契約応当日ごとに1歳を加えて計算します。
- 特約名称に[特別終身医療用]、[終身医療用]の文字が含まれる場合、本書面では[特別終身医療用]、[終身医療用]の文字を省略しています。

■ ご加入に際して

主契約

移行対象者	移行前制度(商品)に加入している本人・配偶者 (子どもはお取り扱いしておりません)	
契約年齢	満50歳～満69歳	
保険期間	終身	
保険料払込期間	95歳	
保険料払込方法	払込回数	・月掛 ・新年掛
	払込経路	・口座振替扱い ・クレジットカード払扱い ^(注)
加入区分	健康告知は不要(無選択)です	
主契約の増額・減額	増額	お取り扱いしておりません
	減額	1,000円単位で2,000円までお取り扱いします
特約の中途付加	先進医療保障特約はお取り扱いしておりません	
転換制度、契約者貸付制度、 復活、自動振替貸付、 延長定期保険・払済保険への変更	お取り扱いしておりません	
生命保険料控除	介護医療保険料控除	

(注) クレジットカード払扱いは、2024年5月1日以降を契約日とすご契約からお取り扱いします。

先進医療保障特約

移行対象者	移行前制度(商品)に「無配当団体医療保険」があり、「先進医療給付特約」を付加している本人・配偶者 (こどもはお取り扱いしておりません)
契約年齢	満50歳～満69歳
保険期間	10年間
保険料払込期間	10年間
更新限度	90歳
生命保険料控除	介護医療保険料控除

特約の更新について

- 先進医療保障特約を更新する場合、更新後の保険料は更新日における被保険者の年齢および保険料率によって計算します。通常、更新後の保険料は更新前よりも高くなります。更新しない旨のお申し出がない限り、所定の期間、自動的に更新されます。特約の更新をご希望にならない場合は、特約の保険期間満了日の2ヵ月前までにその旨をお申し出ください。



ご契約の際には、「保険設計書（契約概要）」、「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご確認ください。

- ・「保険設計書（契約概要）」はご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認ください事項を記載しています。
- ・「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」はご契約のお申込みに際して特にご注意ください事項などについて記載しています。
- ・「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識などについてご説明しています。

商品の内容等について、ご不明な点がございましたら、移行前制度（商品）のパンフレット等に記載された明治安田生命の担当部署にお問い合わせください。

コミュニケーションセンター
「お電話によるご相談窓口」  **0120-662-332**

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00（いずれも祝日・年末年始を除く）

コミュニケーションセンターとお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/>)をご覧ください。

※お問い合わせの内容により、明治安田生命の担当部署から折り返しのお電話をさせていただく場合があります。

生命保険募集人は、お客さまと明治安田生命の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して明治安田生命が承諾したときに有効に成立します。



見やすいユニバーサル
デザインフォントを
採用しています。

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
TEL 03-3283-8111（代表）

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>



担当者